

南九州市・出水市行政視察報告



(国選定) 南九州市知覧重要伝統的構造物群保存地区

南九州市知覧武家屋敷庭園群のまちづくりについて

出水市麓武家屋敷群のまちづくりについて

視察日程 平成25年2月7日～8日

視 察 先 鹿児島県南九州市
鹿児島県出水市

会 派 市民民主クラブ

参加議員 永作邦夫、松田俊助、中島清晴
田中 力、中出 実、川口 保

平成25年2月15日 報告者 永作 邦夫

はじめに

市民民主クラブでは平成25年2月7日から8日にかけて鹿児島県南九州市と出水市の視察を行いました。ここに報告書をまとめて提出いたします。

南九州市視察

視察日 平成25年2月7日（木）

視察事項 知覧武家屋敷庭園群のまちづくりについて



（南九州市役所にて）

応対 南九州市 議会事務局庶務係長 朝隈 克博 氏
南九州市 教育委員会文化財課長 西野 栄一郎 氏
南九州市 教育委員会文化財課主査 新地 浩一郎 氏

南九州市役所

鹿児島県南九州市知覧町郡 17880 番地

TEL 0993-83-2332

1. 南九州市の現況

鹿児島県南九州市は平成19年12月1日に、旧頴娃町・旧知覧町・旧川辺町の3町が合併し誕生した南九州市は、薩摩半島の南部に位置し、県都鹿児島市の南西40~50キロメートルのところにあり、南には広大な東シナ海を臨み、東は指宿市、西は枕崎市・

南さつま市に接しており南薩地域の地理的中心に位置している。市域面積は357.85㎢、人口は約40,383人で都市的な人口集中地域ではなく、いわゆる農村集落の集合体で過疎化、高齢化が進み、合併後4年間で2千人が減少し、高齢化率は、約33%となっている。

南九州市の主な産業は、農業で、お茶とサツマイモの生産量は自治体単位では日本一を誇ります。サツマイモは、青果用、澱粉用、焼酎用に2531haが栽培されています。青果用サツマイモは、かごしまブランド産地として指定を受け、高付加価値化による販売戦略を推進している。南九州市の総合計画では、安心安全な食の提供と未来を支える農業のまちづくりを掲げ南の食糧供給地を目指している。また、川辺地区では、多くの卓越した技術集団により、伝統的工芸品の川辺仏壇が製造され、全国に販売されている。東日本大震災の被災地にボックス型で仮設住宅にも設置できるものを無償配布したり全国の商談会へも積極的に参加している。

2. 南九州市（知覧）の町並み保存について

① 保存地区の概要

地区の名称 南九州市・知覧伝統的建造物保存地区

地区の面積 18.6ha

知覧麓の町並みは、薩摩藩（島津77万石）の113の外城の一つで、南薩摩の要衝として今から270年前に造られ、知覧島津氏（佐多氏）の領地であった。領主の御仮屋を中心として道路割をなし、防備を兼ねた城壁型の区画となっている。また、武家屋敷の戸ごとに庭園が築かれ、主屋と庭園とが調和していることと、通りに面した石垣の上には大刈込による生垣が続き、地域全体が自然をよく取り入れた一つの庭園都市的な造りとなっている。

② 町並み保存への取り組みについて

戦前、2か所の庭園が国の文化財に指定される。

昭和45年以前

歴史的文化遺産の学術調査などにより、武家屋敷が分権等で少しづつではあるが紹介され、見学に訪れる人が多くなった。しかし、行政・住民ともに地区が重要な文化財としての価値があるとの認識は薄かった。

昭和45年

都市計画の中で区画整理事業の計画が成され、地域住民と先進地の研修視察を行った。観光面で「薩摩の小京都」をキャッチフレーズに観光パンフレットを創刊し、観光客誘致に取り組む。

昭和48年

都市計画において、区画整理事業から街路事業に変更し、中郡地区から事業着工

を行う。鹿児島交通の定期観光バスが武家屋敷ルートに取り入れ、運行を開始する。

昭和49年

武家屋敷並びに庭園をいかに保存・保護すべきか方向づける為、財団法人日本船舶振興会の補助を得て、財団法人観光資源保護財団が調査を行い、報告書を刊行する。

昭和50年

文化保護法の改正

この頃、行政が重要な文化財としての価値に気付き保存の方向へ動いた。

武家屋敷庭園保存会を設立。(名勝指定の7庭園の所有者)

昭和51年

知覧町教育委員会は地区の重要性の調査を行い、「知覧武家屋敷の町並み」として伝統的建造物群保存対策報告書を刊行する。(S52年3月)

昭和54年

文化財や民具等が散逸するのを防ぐため役場隣に「知覧町歴史館」を開館し、収集保管・展示公開を始める。

昭和55年

地区住民や行政が町づくりに目を向け、歴史と文化を活かした観光の先進地である妻籠、高山、角館、萩、津和野、日南などへ視察に出掛ける。また、町並み保存についての説明会を数回開催し、地区住民の同意を得る。

同年12月28日、町議会において伝統的建造物群保存地区保存条例が議決された。その後、歴史と文化を活かした潤いある町並みの保存整備に努める。

昭和56年

2月23日 地区内の7庭園が国の名勝に指定される。

11月30日 地区の18.6haが重要伝統的建造物群保存地区として選定を受けた。

国・県の補助による伝建保存整備事業を開始する。

イ・直接事業・・・・・・自治体(知覧町→南九州市)が事業執行するもの

ロ・間接補助事業・・・・地区住民等が行う保存整備に対する補助

昭和62年

伝建事業担当職員(1名)を配置

平成元年

町内の民族調査を開始する。(平成3年度までの3ヶ年事業)

平成2年

重要伝統的建造物群保存地区に選定以来10年目の節目に当たり、伝建保存事業を振り返ってみるとともに、問題点や再検討のうえに立って、今後の保存方針並び

に保存計画を行う必要から伝統的建造物群保存対策調査（見直し調査）を実施した。

「知覧町歴史館」の施設改善のため、平和公園内に「ミュージアム知覧」の建設を着工。この中に、伝統的建造物群保存地区（町並み）の模型・武家屋敷の模型・知覧城の模型を展示し、町並みの成り立ち・武家の暮らし等を映像と音声を入れてわかりやすく説明することが計画された。



平成4年

ミュージアム知覧の展示工事を開始

構造改革により文化財課を発足させ、町並み保存係を置き人員増を図る。

*平成2年度に実施した保存対策調査結果に基づき、「知覧麓の武家屋敷群」知覧伝統的建造物群保存地区保存対策（見直し）調査報告を刊行。

武家屋敷の旧高城家住宅（主屋）の解体修理工事を実施。

平成5年

4月24日 ミュージアム知覧の開館

5月 7日 知覧麓武家屋敷群成立と密接な関係にある中世の山城「知覧城跡」が国指定史跡に。

12月 「知覧麓武家屋敷群」伝統的建造物群保存地区保存対策（改訂版）調査報告を刊行。武家屋敷の旧高城住宅を知覧型二つ家として「なかえ」の復元増築を実施。

平成6年

解体修理・復元増築を終えた、旧高城家住宅の公開・活用を図るために一般公開に努める。

12月 伝統的建造物群保存地区の歴史的環境の保存を図るために、地域住民に対する規制との公平性を確保する為優遇処置として、地区内の土地および家屋に対して課税する固定資産税の減額についての特例を定める。「知覧伝統的建造物群保存地区における知覧町税条例の特例を定める条例」の制定を行い、平成7年度課税分から実施。

平成7年

「知覧伝統的建造物群保存地区における知覧町税条例の特例を定める条例」に基

づき、地区内の土地および家屋に対する固定資産税の減額を実施。

7月 第17回全国伝統的建造物群保存地区協議会総会及び事務担当者研修会を知覧で開催

平成8年

3月 第18回 山本有三記念「郷土文化賞」受賞（財団法人 石川文化事業団より）

4月 都市計画法第8条に基づく用途地域が定められ、伝統的建造物群保存地区が第1種低層住居専用地域となり、環境の保全が図られた。

知覧町教育委員会は伝統的建造物群保存地区条例の制定以来、これまでに直接事業16件、間接補助事業100件の保存修理・修景事業を実施するとともに、文化財防火訓練を実施し、文化財の保存と地区的歴史的環境の保存並びに愛護思想の普及啓発に努めている。また、平成19年12月1日には隣接する「頬塙町・川辺町」と合併。南九州市として引き続き伝統的建造物群保存事業に取り組んでいる。

所 見

南九州市（知覧）は、薩摩藩の外城の一つとして独特の道路割、防備を兼ねた城壁型の区画が残っておりその保存の取り組みは、昭和40年代からである。行政と地域住民の協働により長い年月をかけて、歴史的建造物群の保存地区に選定された。

選定された後も自治体が行う直接事業のほかに、地区住民が行う保存整備の間接事業を推進し、10年の節目には、その保存事業を振り返り、問題点や、保存方針・保存計画を見直しを図り、税の優遇処置も行う等継続的な取り組みが、今日多くの観光客を呼び込んでいる。

出水市の行政視察

視察日 平成25年2月8日（金）午前9：00～

視察事項 「出水市麓武家屋敷群のまちづくり」について



(武家屋敷群案内看板)

応対 出水市教育委員会生涯学習課課長
出水市教育委員会生涯学習課文化係 係長
出水市教育委員会生涯学習課文化係 主査

園畠 正治 氏
内之浦 昭 氏
崎迫 真也 氏

出水市役所

鹿児島県出水市文化町23番地

Tel 0996-63-2200

1. 出水市の現況

位置

鹿児島県の北西部、東経 130 度 14 分～130 度 30 分、北緯 31 度 58 分～32 度 10 分に位置し、陸の三方を阿久根市、薩摩川内市、さつま町、伊佐市および熊本県水俣市に接し、北西は八代海（不知火海）に臨む。



面積・ひろがり

面積は、330.06 平方キロメートル（出水地区 228.31 平方キロメートル、高尾野地区 71.15 平方キロメートル、野田地区 30.6 平方キロメートル）、東西への広がりは約 27 キロメートル、南北の広がりは約 23 キロメートルになる。

[>> ページ上部へ戻る](#)

2. 「出水市麓武家屋敷群のまちづくり」について

1) 出水市・出水麓伝統的建造物群保存地区

- | | |
|-----------------|-------------------|
| 1. 保存地区の名称 | 出水市出水麓伝統的建造物群保存地区 |
| 2. 保存地区保存条例の制定日 | 平成 6 年 3 月 28 日 |
| 3. 保存地区の決定年月 | 平成 7 年 5 月 1 日 |
| 4. 重伝建選定の申出日 | 平成 7 年 8 月 7 日 |
| 5. 重伝建選定告示日 | 平成 7 年 12 月 26 日 |
| 6. 保存地区の所在地・面積 | 出水市麓町の一部、約 43.8ha |
| 7. 沿革 | |

肥後と薩摩の国境に位置する出水は古代から海陸交通の要所でもあり、長い歴史の中で幾多の勢力が相拮抗してきた。しかし、現代まで続く出水の姿を決定したのは、享徳 2 年（1453）に、島津第十代の島津忠国弟島津用久が薩州家を起こし、本保存地区の南側に隣接する亀ヶ城に居を構えて、出水郡・高城郡一円を所有するようになってからである。薩州家は一族や家臣を領内に配置して統治し、その支配は 140 年の長きに及んだが、文禄 2 年（1593）に豊臣政権の直轄地となり、薩州家支配の時代は終わった。

その後、慶長 4 年（1599）に出水は島津氏に帰し、島津領 113 外城（郷村）

のうち、最古・最大の外城として、武家集団の移住を伴う大規模な整備が図られた。さらに、慶長7年に島津氏と徳川氏との間で和解が成立すると、国境幼稚守護を目的とした亀ヶ城の必要性はなくなり、鹿児島から派遣された地頭が執務に当たった「地頭館」や島津氏の宿泊所であった「御仮屋」と一体となった「麓」が出現した。現在まで続く「出水麓」は、初代地頭本田正親・二代樺山久高・三代山田昌巣の治世下にほぼ完成したと考えられている。この時期までに、亀ヶ城北山麓の起伏の多い土地に道路を掘り込み、石垣を築いて屋敷区画を整理し、陣地を兼ねた住宅地を造成して、各地から移動してきた武士が居を構えたのである。

8. 保存地区の保存状況

本保存地区は、中世山城である亀ヶ城の山麓とそれから張り出す大地の崖線で区画される台地上に形成された「高屋敷」と呼ばれた旧武家屋敷である。保存地区は「西南の役」や「太平洋戦争」の戦災からも逃れ、武家地としての特性から防火意識も強く、大火も発生していないために近代以降の改変が少なく、麓造成時の街路や屋敷地割が良好に旧態を留めている。

地区内には5本の南北街路と4本の東西街路が通じ、大きな街区をけいせいしている。街路の中には近年敷設されたものや拡幅されたものも僅かにあるが、いずれも道に面して石垣を築き、その上に生垣を設ける等、従前の景観を踏襲している為歴史的風致は損ねていない。

また、街路の交差部にも往時の形態を残し、隅切り等による著しい改変は見られない。

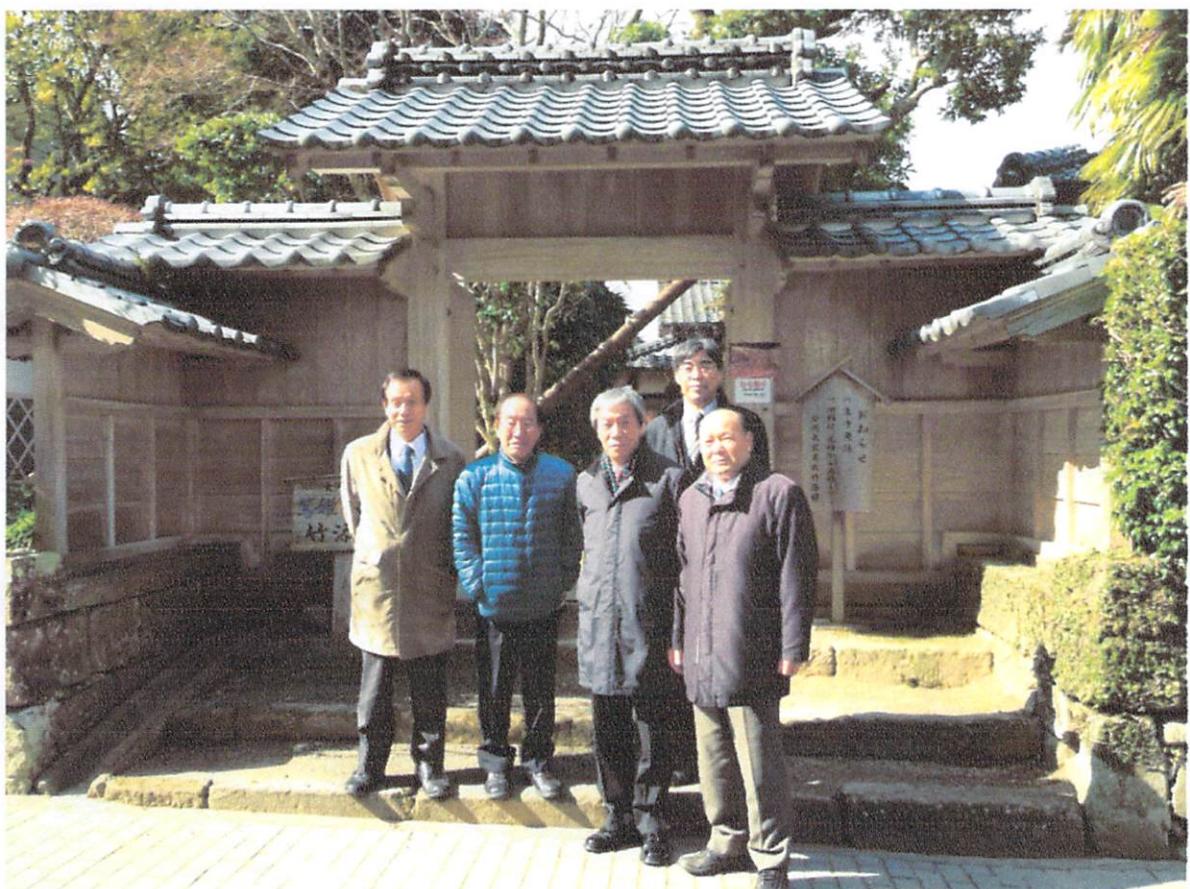


(地割境の石垣と生垣)

9. 保存地区内の伝統的建造物群の特性

武家屋敷地の区画は平均500坪に及び、中には1,000坪をこえるものもあり、現在も良好な住宅地の模範となる優れた資質を有している。各武家屋敷では、街路に面して門を開き、敷地の街路側は前庭となり、大樹や屋敷木が植えられ、街路から後退した位置に主屋を始め蔵・納屋・祠などの附属家が配されている。武家屋敷内の主屋は、藩政期のものが現存する他、明治から戦前期に建築された武家住宅の系譜を引くものが大多数である。武家住宅の伝統は、主屋の外観・構造・規模・間取り等に止まらず、屋敷地内の建築配置や主屋の形式以外にも門や附属家の形式及び地割境の石垣・生垣等の構造物にも引き継がれている。

保存地区は以上のような現況にあるために、街路からの景観は特徴あるものとなっている。すなわち、街路の両側には石垣と生垣が連なり、生垣越には鬱蒼たる屋敷木が姿を見せ、その間からは落ち着いた色合いの瓦屋根が垣間見えている。こうした街路構造と武家屋敷の系譜を引く敷地構成、屋敷地内の建造物配置が相まって出水麓らしい歴史的風致を形成しているところに本地区の特性がある。



(旧税所邸の修復された武家門前にて)

10. 保存計画の基調

本保存地区は、出水市の長い歴史が創り上げた「麓」地区の町並みが持つ特性を保存しつつ、現在的視点にたって市民の正確環境が向上するように整備を図ることを目的とする。

11. 保存整備の基本方針

本保存地区は、魅力的な歴史的風致を形成してきたが、建造物の老朽化、空地、空家の発生や地区の伝統的形式とは異なる建造物等の建設などが若干であるが見受けられるようになったため、早急な対策が求められる。こうした現状に鑑み、地区の歴史的な風致をさらに向上させるとともに、より快適な住環境を実現するよう、保存・整備事業を推進する。なお、推進にあたっては「出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会」による審議をもとに、関係市民と連帶することが不可欠である。また、市は本地区内の公共空間の整備に際して歴史的風致の向上のため格段の配慮をなし、保存整備の先導的役割を果たす。

12. 保存地区のデータ（平成24年1月現在）

地区内人口 915人、同世帯数428世帯、同建造物数732棟

伝統的建造物 580 (うち、建造物92、工作物 488)

環境物件 32 (うち、樹木25、石塔等はか7)

13. 出水市のデータ（平成24年1月）

人口 56,142人、面積：330平方km



2) 取り組んだ経緯について（別紙参照）

昭和51年10月、武家屋敷の所有者より「出水麓武家屋敷保存会」が組織され、地域住民から武家屋敷等の歴史的建造物の保存に対する機運が高まり、歴史的建造物の保存に関する取り組みがなされるようになったことが大きいと思われる。

「出水麓武家屋敷保存会」は、活動の輪を広げ、更なる向上を目的とし、保存地区内の全ての全ての住民が出水麓の歴史的建造物の保存活動ができるよう平成10年4月「出水麓街なみ保存会」と改め、現在も活動を続けている。

※ 活動に対し補助金を交付。（年間15万円）

行政の取り組みとしては、昭和52年2月、この麓地区を「出水市麓武家屋」として市指定史跡にし、平成元年には、文化庁の指導のもとに「出水麓伝統的建造物群保存対策調査」を実施し、35棟の武家住宅、25棟の武家門、街路・石垣・生垣等の調査を行った。

この調査は、出水麓武家屋敷群の自然的・歴史的背景や伝統的建造物群の価値、保存上の問題、建造物・景観等の修景を含む保存対策及びこの出水麓の歴史的景観を活かしたまちづくり対策等に関し貴重な資料となっている。

平成6年3月に出水市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定、平成6年度に特定物件の確認と保存計画の策定を行い、平成7年12月26日、国の「重要伝統的建造物群保存地区」に選定された。

3) 現状と課題について

これまで多くの方に修理事業等の保存活動に取り組んでいただいたことで、出水麓の景観が今まで保存されており、多くの観光客も訪れるようになった。

しかし、保存地区に指定されてから17年が経過し、所有者の世代が変わり、これまでの保存活動に対する意識とは異なる考え方を持っておられる方々が増えてきている。またこの間、空家も多くみられるようになってきている。伝建地区内にあることで規制を受け、安易に取り壊すことが出来ない為、このような空き家対策は、大きな課題となっている。

※平成23年度から一般公開している旧税所邸についても、当主がなくなられたことで、家族から屋敷等の管理ができないとの申し出があり、出水市の指定文化財でもあったことから購入し、修理事業を実施して、一般公開に至った。

市の指定文化財とまでなってないが、特定物件に指定してあるもので空家となっている物件も存在する。

4) 今後の取り組みについて

課題となっている保存活動に対する地区住民の意識の高揚を図るとともに空家となっている特定物件等の有効活用を模索しなければならない。

所 見

南九州市の知覧武家屋敷庭園群もそうであったが、ここ出水市においてもその取り組みが昭和40年代の初めからであり、また、地域住民の所有者による「出水麓武家屋敷保存会」が昭和51年に組織されるという地域の思いが感じられる。「出水麓伝統的建造物群保存地区」は、知覧武家屋敷庭園群の16.8haの広さをしのぐ43.8haと広範囲におよび、それだけに課題も多く地区住民の考えも様々となるであろうと思われる。松阪市においては、歴史的建造物は御城番長屋等あるがその規模は出水麓伝統的建造物群の規模ではないが、行政よりも地域住民の意識と協力により、より観光への誘致が図れるのではないか。

以上市民・民主クラブの視察報告とする。